

2020年7月18日

「佐賀未来こども宅食トライアル助成」プログラム募集要項

一般社団法人こども宅食応援団

はじめに

こども宅食応援団はこども宅食を全国に広げていくために、東京都の文京区こども宅食コンソーシアムのメンバーが中心となり、2018年10月に結成した団体です。本拠地である佐賀県を起点に、県内で事業の立ち上げと普及推進を進めながら、東京以外の地域で実施しやすい事業モデルを生み出すことと、県内を含め全国各地で事業を立ち上げている団体で相互に連携できる体制を構築すること、そして各団体の活動内容を全国に向けて情報発信して認知度を拡大していくことを目的として活動を進めていく予定です。

県内での活動の第一歩としては、2019年度に佐賀県内でこども宅食事業を立ち上げるための助成、伴走支援を提供する「こども宅食チャレンジ助成」プログラムを実施し、2団体への助成を決定。2020年度現在でも、2団体への助成と伴走支援を継続しております。そんな中、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動の自粛が長期化し、休業や解雇を余儀なくされる企業が急増する中、経済的な困難を抱えるご家庭はより深刻な状況に置かれています。新型コロナウイルスによる影響がどの程度でているかについてアンケートを実施しました。その結果では、回答者の約8割が「生活が苦しくなった」と回答、84.3%が支出増など、家庭への深刻な影響がある一方、ほとんどの家庭が行政・地域の支援メニューを利用できていない実態が明らかになりました。そこで、「佐賀未来創造基金」様との協働企画にて、佐賀県内におけるこども宅食のトライアル助成を実施することと決定しました。当団体とともに試行錯誤を重ねながら、事業の推進と改善を進めていく団体を募集します。

1.助成の目的

佐賀県内でのこども宅食事業の普及を目指し、本事業の立ち上げや継続的な事業実施に向けて助成・伴走支援を行う。また、事業の実施を通じて、事業を実行するための課題の把握、その解決のための施策を検討・実行し、県内の他地域や他県で事業展開していく為の事業モデルの見極めと事業環境の整備をしていく。

2.申請受付期間

2020年8月3日(月)～2020年8月31日(月)17時

3.対象団体 下記のすべてに該当する団体を対象とする。

- (1) 佐賀県内に事務所を置く市民公益活動団体(NPO法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体など、法人格の有無は不問)
- (2) 「事業説明会」に参加した団体(「10.事業説明会」ご参照)
- (3) 以下のいずれにも該当しない団体
 - ①政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ②暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)
 - ③その他法令、公序良俗等に違反する団体

- (4) 対象事業の実施に加え、「9.助成団体が事業以外に実施すること」に挙げた活動の実施に協力できる団体
- (5) 当団体が実施する取材等の広報活動に協力できる団体

4.対象事業

- (1) こども宅食事業として、条件を満たす家庭に以下の活動を実施すること。
 - ①とどける:食品や生活用品を定期的に配送する
 - ②つながる:メールやLINE等でつながり、ニーズや課題のヒアリングを行う
 - ③つなげる:発見した問題、予兆に関する情報を支援者に共有する
- (2) 就学援助や児童扶養手当の利用世帯など、経済的、社会的な問題を抱えていて、何らかの問題が発生するリスクが高いと考えられる世帯を対象とすること
- (3) 佐賀県内周辺で事業を実施すること。
- (4) 原則として助成対象期間は2020年10月1日から2021年3月31日までとする。
- (5) 以下の事業については対象外とする。
 - ①営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
 - ②個人的な活動や趣味的なサークル活動
 - ③政治活動や宗教活動を目的とする活動
 - ④暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

5.助成対象費用と金額

(1) 助成対象費用

主に以下の4種類の費目について助成を実施する。その他事業実施の中で必要なものについて資金助成が必要な場合は申請書類の具体的な使途と金額を提示すること。

費目	使途
購入費	利用家庭に送る食品や日用品の購入
配送費	購入した食品の配送に関わる費用など
消耗品費	購入や配送に必要となる消耗品など
事務局経費	スタッフの経費、広報費など (目安:助成額の2割)

(2) 金額・その他条件

- ①1団体に対する助成金の上限は20万円とする。助成金額については、実施団体が実施する事業内容に応じて当団体が助成開始時に設定する。ただし、活動内容によっては協議の上、最大40万円まで上限を変更することもできます。
- ②助成金の振込みは9月中に行います。
- ③対象とする利用家庭数については、申請団体と当団体で調整の上、最終的に決定するものとする。
- ④必要に応じて会計報告に関する監査を行う。監査においては領収書や、支払いの実態が確認できる通帳等の提出を求められることがある。

(3) 資金助成以外の当団体からのサポート

助成後に当団体から行う伴走支援としては以下の内容を想定している。(具体的な支援内容については申請内容や申請団体の意向を踏まえて決定する)

- ①全国の「こども宅食」のノウハウの提供
- ②対象家庭向けアンケートの集計と分析、レポートの作成
- ③実施団体の活動内容についての地域内外への広報PR活動

6.申請方法

申し込みフォームより申し込みをお願いいたします。
 フォームは以下の通り
<https://forms.gle/YL4q7Jf9N6EDtStL8>



申し込みフォームQR

7.申請〆切

2020年8月31日(月)17:00必着

8.選考について

(1) 選考方法

- ①以下の2種類の選考を実施する。
 - ・書類選考:提出された申請書類について、当団体内で書類選考を実施。
 - ・ヒアリング:当団体の担当者から申請団体にヒアリングを実施。

②選考期間は、2020年9月1日～9月11日とする。

(2) ヒアリングについては必要に応じて複数回実施する場合がある。

(3) 選考団体数は5-7団体程度を想定している。

(4) 選考結果

- ・申請団体にメールまたは文書にて連絡する。
- ・採択団体及び採択事業の概要は当団体のWebサイトに掲載する。

※選考結果や選考内容、選考の理由等に関するお問い合わせには回答できません。

また、異議申し立ても受け付けませんので、ご承知おきください。

9.助成団体が事業以外に実施すること

- ・当団体が実施する事業活動に関する広報活動へのご協力
- ・当団体が作成する対象家庭向けのアンケートの実施への協力及び、アンケートで得られた情報、データを当団体へ提供
- ・助成対象事業全体に関する「成果報告書」の当団体への提出
- ・「会計報告書」の提出（領収書の提出は不要）

10.事業説明会

公募期間中にこども宅食の事業説明会、助成に関する相談会を開催いたします。今回の公募申請については、説明会の参加を必須としております。申請を希望される方はいずれかの回に必ず参加していただくよう、お願いいたします。

	1回目	2回目
日程	7月31日(金)	8月18日(火)
時間	18:00-19:30	18:00-19:30

場所	アバンセ4階 研修室 (佐賀市天神三丁目2-11)	唐津市民会館3F第3会議室 (唐津市西城内6番33号)
内容	① こども宅食事業についてのご説明 (30分) (九州内での活動実績、佐賀県内での活動予定など) ② 助成内容についてのご説明 (15分) ③ 事業に関する質疑応答、申請に関する相談 (45分)	

11.その他

- 申請した事業の内容を助成期間中に大幅に変更することは、原則認められません。
- 助成総額の20%を超える金額で費目ごとの予算と実績に変更等がある場合は、前もって事務局にご連絡ください。また、何らかの事由で事業を中止・変更する場合は、速やかに当団体までご相談ください。
- 助成金の運用方法については助成決定後に契約書等を作成して、明文化します。

12.本助成についてお伝えしたいこと

(1)当団体と実施団体の関係について

今回の助成は、一般社団法人こども宅食応援団が佐賀県で実施するトライアル的な助成・伴走支援になります。そのときの状況に応じて試行錯誤を続けながら事業を進めていく必要があります。そのため、今回の助成では、いわゆる「助成する側」と「助成される側」という関係ではなく、こども宅食事業と一緒に実現していく対等な関係性で、目的や目標を共有して進めていくことを目指しています。佐賀県で、そして、全国でこども宅食事業を広げ、少しでも多くのご家庭に届けることで、これまでになかった新しいつながりをこの社会に生み出していきたいと考えています。少しでも多くの方々と一緒に歩みを進められればと思っています。みなさまの応募をお待ちしております。

(2)パートナーとの関係性について

今回の助成は、地域での助成経験が豊富な佐賀未来創造基金様との協働の企画となっております。公募方法の設計や地域への周知方法等に関してアドバイスを頂いており、選考についても協働にて実施いたします。